

3 湖岸軸基準編

凡例

記号	景観区名
すべて	下記のすべての景観区を対象
市	市街地水辺景観区
集	集落水辺景観区
砂	砂浜樹林景観区
山	山岳水辺景観区
ヨ	ヨシ原樹林景観区
河	河畔林景観区
特	水辺景観特別地区 / ~ において特に重要な自然景観を守るべき地区

都市河川沿岸景観区・自然河川沿岸景観区の基準は、景観地域基準編に記載しています。

3 湖岸軸基準編

1 . 建築物の新築、改築 または増築	
1 - 1 敷地内における位置	1
(1) 敷地内における位置	
(2) 道路などからの後退	
1 - 2 形態	9
(1) 形態	
(2) 建物の高さ	
(3) 屋根の形態	
(4) 屋上設備	
1 - 3 規模	16
(1) 規模	
1 - 4 意匠	20
(1) 意匠	
1 - 5 色彩	26
(1) 使用できる色彩	
(2) 配色	
1 - 6 素材	37
(1) 素材	
(2) 使用を避ける素材	
1 - 7 敷地内の緑化	40
(1) 敷地内の緑化	
(2) 樹高	
(3) 緑化の割合	
(4) 自然植生への配慮	
1 - 8 樹木などの保全	52
(1) 樹木などの保全	
2 . 建築物などの移転	54
3 . 建築物などの 外観の模様替え	54

4 . 建築物などの外観の 色彩の変更	54		
5 . 工作物の新築、改築または 増築			
5 - 1 垣、さく、へい(建築物に 附属するものを含む。)その他こ れらに類するもの	55		
(1) 形態・意匠			
(2) 色彩			
(3) 素材			
5 - 2 門(建築物に附属するもの を含む。)	58		
(1) 形態・意匠・色彩			
5 - 3 擁壁	59		
(1) 形態			
(2) 意匠			
(3) 素材			
5 - 4 煙突またはごみ焼却施設 アンテナ、鉄筋コンクリート造り の柱、鉄柱その他これらに類する もの 記念塔、電波塔、物見塔などその 他これらに類するもの 高架水槽	62		
(1) 敷地内における位置			
(2) 形態・意匠・色彩			
(3) 規模			
(4) 敷地内の緑化			
(5) 樹木などの保全			
5 - 5 彫像その他 これに類するもの	67		
(1) 敷地内における位置			
(2) 形態・意匠・色彩			
(3) 規模			
(4) 敷地内の緑化			
(5) 樹木などの保全			
5 - 6 汚水または 廃水処理する施設	70		
(1) 敷地内における位置			
(2) 意匠			
(3) 色彩			
(4) 敷地内の緑化			
(5) 樹木などの保全			
5 - 7 メリーゴーラウンド、観覧 車、飛行塔、コースター、ウォー ターシュートその他これらに類 する遊戯施設	73		
(1) 敷地内における位置			
(2) 規模			
(3) 敷地内の緑化			
(4) 樹木などの保全			
5 - 8. アスファルトプラント、コ ンクリートプラント、クラッシャ ープラントその他これらに類す る製造施設 石油、ガス、LPG、穀物、飼料な どを貯蔵する施設 その他これらに類する施設	76		
(1) 敷地内における位置			
(2) 規模			
(3) 意匠			
(4) 色彩			
(5) 敷地内の緑化			
(6) 樹木などの保全			
5 - 9 電気供給のための電線路、 有線電気通信のための線路また は空中線系(その支持物を含む。)	79		
(1) 位置			
(2) 規模			
(3) 形態・色彩			
(4) 敷地内の緑化			

6 . 木竹の伐採 82

- (1) 樹木などの保全
- (2) 生態系への配慮

7 . 屋外における土石、廃棄物 その他の物件の堆積 85

- (1) 敷地内における位置・樹木な
どの保全
- (2) 形態
- (3) 敷地内の緑化
- (4) 樹木などの保全

8 . 開発行為

8 - 1 のり面などの修景 88

- (1) 樹木などの保全
- (2) のり面の緑化
- (3) 擁壁
- (4) 敷地内の緑化

8 - 2 その他 91

- (1) その他

9 . 鉱物の掘採 または土石の採取 92

- (1) 敷地内の緑化

10 . 水面の埋立てまたは干拓 93

- (1) 形態・素材
- (2) 敷地内の緑化

11 . 土地の開墾 その他の土地の形質の変更 95

- (1) 樹木などの保全
- (2) 敷地の形状
- (3) 敷地内の緑化

各景観区ごとの景観形成基準の概要（建築物などについて）

市街地水辺景観区

市

赤字は各景観区の特徴

集落水辺景観区

集

砂浜樹林景観区

砂

山岳水辺景観区

山

ヨシ原樹林景観区

ヨ

河畔林景観区

河

水辺景観特別地区

特

< 規模 >

- ・建築物の規模は、中景及び遠景域から眺望した際に、主要な眺望景観に著しい影響を与えないように努めます。
- ・前景に樹林帯がある場合は、樹冠の連続性を阻害しない規模とします。やむを得ず樹冠から突出するときは、その突出量を少なくするとともに、形態や意匠、色彩などを考慮して、樹林帯の景観との調和を図ります。
- ・背景に山並みがある場合は、山並みの連続性を阻害しない規模とします。重要な眺望景観に対しては、山並みを大きく遮へいしない規模とします。
- ・背景に琵琶湖・内湖がある場合は、大きく湖面を遮へいしない規模とします。

< 敷地内における位置 >

- ・敷地内の建築物などの規模と配置のバランスに配慮します。
- ・建築物の外壁は、湖岸道路から2m以上後退します。
- ・建築物の外壁は、隣接する道路及び河川側の敷地境界線から2m以上後退します。 **河**
- ・琵琶湖に直接面する敷地又は汀線から10m以内の敷地では、汀線から10m以上、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退します。
- ・内湖に直接面する敷地では、内湖側の敷地境界線から2m以上後退します。
- ・古くから発達した集落のある地区であって、湖岸又は湖岸道路に接して建築物が連たんしている建築物で、景観形成上支障がないものを除きます。
- ・水泳場施設（売店、更衣室など）は、湖岸から目立たないよう、できるかぎり樹林の背後部に設けます。 **砂**

< 形態 >

- ・全体的にまとまりのある形態とします。
- ・周辺の建築物の屋根が勾配屋根の地区や、周辺に山稜や樹林地がある地区では、原則として、勾配屋根とします。
- ・勾配屋根は、原則として適度な軒の出を有するものとします。 **砂、山、ヨ、河**
- ・建築物の高さは、樹林の樹冠の連続性にできるかぎり影響を与えないように配慮します。やむを得ず樹冠より突出するときは、勾配屋根とし、妻側を河川に面するようにします。 **河**

< 意匠 >

- ・威圧感及び圧迫感を与えないよう配慮します。
- ・歴史的な景観を有する地域では、周辺の建築物の様式を継承した意匠とします。
- ・近代的な様式の建築物で形成された地区では、湖と一体となった都市美の形成に配慮します。 **市**

< 色彩 >

- ・けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和を図ります。
- ・色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるよう配慮します。 **集、砂、山、ヨ、河**

< 素材 >

- ・周辺景観になじみ、かつ、耐久性及び耐候性に優れた素材を使用します。
- ・歴史的な景観を有する地区では、伝統的建築様式との調和に配慮した素材を使用します。
- ・できるかぎり石材、木材などの自然素材を用います。 **砂、山、ヨ、河**
- ・壁面などの大部分に冷たさを感じさせる素材又は反射光のある素材を使用することは避けます。 **集、砂、山、ヨ、河**

< 屋上設備 >

- ・屋上設備は、目立たない位置に設けたり、目隠しするなど、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮します。



< 敷地内の緑化 >

- ・敷地内の空地には、適切に緑化を行います。
- ・敷地の面積が0.3ha以上の場合、その20%以上の敷地を緑化します（用途地域内を除く）。
- ・汀線、湖岸及び湖岸道路から後退してできる空地には、特に中・高木又は生垣による緑化に努めます。
- ・良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成及び樹木の配置を考慮します。
- ・樹種は自然植生を考慮した、周辺環境との調和が得られるものとしします。

< 樹木などの保全 >

- ・敷地内に生育する樹林はなるべく保存します。やむを得ず伐採する場合も必要最小限にとどめます。
- ・やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、樹林の連続性が途切れることのないよう配慮します。 **河**
- ・樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮します・難しい場合は、できるかぎり周辺に移植します。
- ・敷地内に生育するヨシ原などは、保存するよう努めます。